第37期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

●事業報告

「業務の適正を確保するための体制」

●計算書類

「個別注記表」

第37期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社セリア

上記事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

■ 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法第399条の13第1項第1号ハの規定にもとづき、会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

①当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

コンプライアンスに関する委員会の設置、規程、行動規範及び内部通報制度の整備を行う。

- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る重要書類の保存期間等を定める規程の整備を行う。
- ③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理に関する委員会の設置及び規程の整備を行う。
- ④当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるために、規程の整備を行 う。
- ⑤当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社に関する管理規程の整備を行う。当社グループの財務報告に係る内部統制の文章化及び評価の方針を定める。

- ⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 必要に応じて内部監査室が監査等委員及び監査等委員会の補佐をする。
- ⑦前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及 び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会補助スタッフの当該人事については、取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、監査等委員会と事前に協議する。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社 の監査等委員会への報告に関する事項

当社の監査等委員会への報告体制を以下のとおりに整備する。

- ・当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害 を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について監査等委員会に報告す る。使用人は、直属部長に報告し、必要に応じて内部通報制度等を利用し報告する。
- ・当社の監査等委員会が必要と認めた場合、当社の取締役、委員会、使用人、内部通報制度の責任者、子会社の取締役及び子会社の使用人は業務内容等について当社の監査等委員会に報告する。

⑨前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を積極的かつ安心して活用できるように通報者の保護を定める。

⑩当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ず る費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方 針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該 監査等委員の職務の執行に必要がないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処 理する。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室等との連携体制を図るため、適宜 に情報及び意見交換を行う。

12 その他

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を持たず、不当な要求には毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針とし、行動規範及びコンプライアンスガイドラインの整備を行う。

2 運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」にもとづき、次のとおり運用しております。

- ①取締役の職務執行の適正性を担保するため、取締役会規程を制定し、法令等に定められた内容や経営上の重要な意思決定事項を決議事項としております。また、その他の意思決定事項について効率的に職務執行を行うため、職務権限規程を制定し、関連部門の審議を経た後、代表取締役の決裁事項としております。以上より、当期の取締役会の開催は17回となりました。
- ②監査等委員監査の実効性を確保するため、監査等委員は、監査計画立案時に、会計監査人、内部監査室と双方の計画をすり合わせ、各々の監査を効率的に進められるようにするとともに、結果についても共有し、必要に応じて情報及び意見交換を行い、認識を共有しております。以上より、当期の監査等委員会の開催は9回となりました。
- ③コンプライアンス体制の整備のため、コンプライアンス規程及び内部通報規程並びに行動規範を策定しております。また、コンプライアンス委員会を運営し、会社業務の遂行上及び役職員の行動上でのコンプライアンス体制の確保、充足を図っております。なお、当期のコンプライアンス委員会の開催は12回(毎月)となりました。
- ④リスク管理体制の整備のため、リスク管理規程を制定しております。また、総務部を中心にリスク管理委員会を運営し、想定されるリスクに対する対応策等を検討しております。なお、当期のリスク管理委員会の開催は12回(毎月)となりました。
- ⑤情報管理体制の整備のため、文書管理規程を制定し業務執行に係る各種書類の管理保存を行っております。コンピューターを中心とする情報ネットワークに関しても、その運用規程を制定し適切な管理運用を行っております。

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項

● 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社出資金 移動平均法による原価法 ②満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)

③その他・市場価格のない株式等 時価法

有価証券 以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・本部在庫品総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切

下げの方法により算定)

・店舗在庫品 売価還元法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切

下げの方法により算定)

③ 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備

(リース資産を除く) を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備

及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 2~38年

構築物 8~20年

工具、器具及び備品 3~15年

②無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内におけ

(リース資産を除く) る利用可能期間 (5年) にもとづいております。

③リース資産 定額法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零としております。

4 引当金の計上基準

①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実

績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回

収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度の

負担すべき金額を計上しております。

③店舗閉鎖損失 店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、当該店舗の閉鎖時に発生すると見込ま

引当金 れる損失額を計上しております。

④退職給付 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産

引当金の見込額にもとづき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年

度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規にもとづく期末要支給額を計上しておりま 引当金 す。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に「100円ショップ」の小売業及び卸売業における商品の販売によるものであり、これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は概ね2ヶ月以内に受領しており重要な金融要素は含んでおりません。

なお、商品の販売によって付与したポイント負担金については、顧客から受け取る対価の総額から 差し引いて収益を認識しております。

2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 固定資産の減損

①当年度の計算書類に計上した金額

減損損失 有形固定資産

858百万円

23.645百万円

②その他の情報 当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしており、営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗及び閉店が決定した店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却や他への転用が困難な資産については零として評価しております。そのため、事業環境の変化や店舗の収益状況の悪化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、減損処理が必要となる可能性があります。

2 繰延税金資産

①当年度の計算書類に計上した金額

1,469百万円

②その他の情報 当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画にもとづいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が取り崩され、翌事業年度の計算書類において、税金費用が計上される可能性があります。

3 資産除去債務

①当年度の計算書類に計上した金額

5.555百万円

②その他の情報 当社は、原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の

見込額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、過去の退店店舗の実績を用いて有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率(現行0.3%~0.7%)で割引いて計算しております。そのため、実際の支払額が見積りと異なった場合、あるいは、経済状況の変動等により割引率に重要な変動があった場合、翌事業年度の計算書類において、

資産除去債務が変動する可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

● 担保に供している資産

建物174百万円土地805百万円計979百万円

(注) 上記の資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2 契約負債

流動負債のその他に含まれる契約負債の金額は次のとおりであります。 契約負債 43百万円

③ 有形固定資産の減価償却累計額

37.232百万円

△ 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債務

0百万円

4 損益計算書に関する注記

● 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高

5百万円

② 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
店舗	建物等	Seria来迎寺店(新潟県長岡市)他169店舗

当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしており、営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗及び閉店が決定した店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額858百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物809百万円、構築物10百万円、工具、器具及び備品1百万円、長期前払費用36百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却や他への転用が困難な資産については零として評価しております。

5 株主資本等変動計算書に関する注記

● 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	75,840,000株	一株	一株	75,840,000株

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	600,398株	43株	-株	600,441株

⁽注)普通株式の自己株式数の増加43株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

❸ 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,633	35	2023年 3月31日	2023年 6月22日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	2,633	35	2023年 9月30日	2023年 12月1日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの (予定)

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,633	35	2024年3月31日	2024年 6月21日

⁽注)配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	209百万円
貸倒引当金	10百万円
賞与引当金	189百万円
店舗閉鎖損失引当金	3百万円
退職給付引当金	115百万円
役員退職慰労引当金	106百万円
資産除去債務	1,662百万円
棚卸資産	27百万円
減損損失	268百万円
その他	84百万円
繰延税金資産小計	2,677百万円
評価性引当額	△140百万円
繰延税金資産合計	2,537百万円

繰延税金負債

建物(資産除去債務)	996百万円
その他	71百万円
繰延税金負債合計	1,068百万円
繰延税金資産の純額	1,469百万円

7 金融商品に関する注記

● 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、余剰資金の範囲で定期預金や安全性の高い金融商品で運用しております。資金調達については、現状、自己資金によっております。

売掛金はFC契約先及び卸売先に対する営業債権であります。売掛金に関しては、販売管理規程にもとづき、与信限度額設定や与信情報管理を行い問題債権への対応を行っております。投資有価証券は株式及び債券であり、上場株式及び債券については四半期ごとに時価の把握を行っております。敷金及び保証金は、主に直営店舗の賃借取引に係る敷金及び差入保証金であります。

買掛金は、商品の仕入先に対する営業債務であります。

② 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当事業年度末)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価(※)	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券	3,380	3,372	△8
(2) 敷金及び保証金	14,022	12,745	△1,277
(3) リース債務	(1,777)	(1,685)	92

- (※) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。
- (注1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、預け金、買掛金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額 に近似することから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区 分	当事業年度
非上場株式	5

❸ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位:百万円)

区分	時 価			
<u> </u>	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
 株式	180	_	_	180
 その他	_	3,000	_	3,000

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区 分	時 価			
区 <i>刀</i>	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	_	191	_	191
敷金及び保証金	_	12,745	_	12,745
リース債務	_	1,685	_	1,685

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、譲渡性預金の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8 収益認識に関する注記

● 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「100円ショップ」の小売業及び卸売業を主な内容として、事業活動を展開しております。 なお、当社は100円ショップ事業の単一セグメントであります。

100円ショップ事業の顧客との契約にもとづき分解した収益は、以下のとおりであります。なお、地域別の収益は、直営売上高が90%以上を占めることから、直営売上高のみ店舗の所在地域別に分解しております。

(単位:百万円)

事業部門	店舗所在地域別	売上高
	北海道東北地方	24,219
	関東甲信越地方	79,104
	東海北陸地方	39,489
	関西地方	38,510
	中国四国地方	16,490
	九州沖縄地方	22,615
直営売上高		220,429
F C売上高		1,894
その他		878
顧客との契約から生じる収益		223,202
その他の収益		
外部顧客への売上高		223,202

- (注1) 「その他」の区分は「卸売等売上高」「海外売上高」の合計額を表示しております。
- (注2)店舗所在地域別の区分は次のとおりであります。

北海道東北地方……北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信越地方………茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

東海北陸地方………富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

関西地方………滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国四国地方…………鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州沖縄地方………福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項」の「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑤ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、主に卸売業による顧客からの前受金であり、貸借対照表上、流動負債に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,098
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	5,417
契約負債(期首残高)	31
契約負債(期末残高)	43

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

9 1 株当たり情報に関する注記

● 1株当たり純資産額

1,356円18銭

② 1株当たり当期純利益

130円56銭

10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。